

ID: 231

担当部署: 上下水道課

処分の概要	排水設備の計画の確認		
例規名 根拠条項	八頭町農業集落排水施設条例 第6条第1項		
例規番号	平成17年条例第150号		
<p>【根拠条文】 (排水設備の計画の確認及び負担) 第6条 排水設備の新設、増設又は撤去(以下「新設等」という。)をしようとする者は、その計画が規則で定める基準に適合するものであるか、あらかじめ町長の確認を受けなければならない。ただし、町長の定める軽易な修繕工事については、この限りでない。</p> <p>2 前項の工事等に要する費用は、新設等をしようとする者が負担する。</p> <p>3 排水施設に排水設備を接続させるときは、施設の機能を妨げ、又は損傷するおそれのない工事の実施方法で規則の定めるところによる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日